

# データセンター地域分散化促進税制の延長

参考3

- 喫緊の課題である首都直下地震等に備え、我が国の社会経済のインフラである情報通信基盤の耐災害性・信頼性を向上させるため、東京圏に集中する大量のデータをバックアップできる体制を強化し、あわせて地方における設備投資の機会を増やすこと等を目的として、東京圏(注)以外のデータセンター内にサーバー等の設備を取得し、バックアップ事業を行う事業者に対し、法人税の特別償却を認める特例措置を延長する。

(注) 東京圏： 首都直下地震対策特別措置法第3条に規定する首都直下地震緊急対策区域

## 1 対象者・対象設備

対象者： 電気通信基盤充実臨時措置法（基盤法）の規定に基づき、対象設備の整備に関する実施計画の認定を受けた電気通信事業者

対象設備： ○ 認定計画※1に従って取得した電気通信設備

○ 具体的には、①サーバー※2、②ルーター※3、③スイッチ※3、④無停電電源装置（UPS）※3、⑤非常用発電機※3

※1 基盤法に基づき総務大臣の認定を受けた実施計画

※2 東京圏におけるデータセンターのバックアップを行うものに限る

※3 ②～⑤は①と同一認定計画に基づき取得した場合に限る

## 2 措置内容

法人税： 取得価額の10%の特別償却

## 3 適用期間

1年2か月（平成27年4月1日から平成28年5月31日）

## 4 適用の要件

- 東京圏以外におけるデータセンター内に対象設備を設置すること
- 東京圏と東京圏以外の双方にデータセンターを持つ事業者は、ア及びイを満たすこと
  - ア 対象設備の取得合計額※4が5億円以上
  - イ データセンター事業の用に供する減価償却資産（建物、空調、サーバー等）の取得合計額に占める、対象設備の取得合計額※4の割合が20%以上

※4 事業年度毎及びデータセンター毎に計算

